

2011年10月



Experts Comptables - Commissaires aux Comptes

76, rue de Monceau 75008 Paris

Tél. : 33 (0) 1 44 90 25 25 - Fax 33 (0) 1 42 9493 29

E-mail : contact@caderas-martin.com

【2012年度予算法案】

2012年度予算法案及び第2次2011年修正予算法が発表されました。その主要点を以下にまとめてみます。

I. 法人税 (IS) の税率

2011年1月1日以降終了の事業年度について、法人税 (IS = Impôt sur les Sociétés) の税率は変更なしで、33.33%と定められています。

763,000ユーロ以上の法人税を払う企業においては3.3%の社会保険補填税がかかります。

I I. 法人税の欠損金繰越

(2011年9月8日発布 2011年第2次修正予算法)

A) 欠損金の繰越

-利益が 100 万ユーロ以下の企業には、変更はありません。欠損金の繰越は制限なくできます。

-利益が 100 万ユーロを超える企業の場合、以前の欠損金をすべて繰入れることはできなくなります。法人税のベースとなる額は、当期利益の 40% から 40 万ユーロ差引いた額です。

B) 欠損金の繰戻し(キャリーバック)

欠損金の繰戻しは、過去 3 事業年度から 1 事業年度に制限されることになりました。従って前年度の利益にのみ、繰戻しが可能ということになります。金額の上限は 100 万ユーロです。

III. 定額法人税 (IFA)

定額法人税 (IFA)は、法人税の課せられる企業に支払う義務があり、売上高が 1 千 5 百万ユーロを超える企業が対象となります。

定額法人税の税区分	
税抜き売上高及び財務収益額	定額法人税 IFA の金額
$15.000.000 \text{ €} \leq CA < 75.000.000 \text{ €}$	20.500 €
$75.000.000 \text{ €} \leq CA < 500.000.000 \text{ €}$	32.750 €
$CA \geq 500.000.000 \text{ €}$	110.000 €

定額法人税 IFA は、2006 年より法人税には計上できなくなりましたが、損金とすることが可能です。

VI. 試験研究タックスクレジット (C. I. R)

2008 年 1 月 1 日以降、産業及び商業を営む企業は研究費 100M ユーロまでは 30%、それ以上に対しては、5%のタックスクレジットが享受できることになっています。

さらに、試験研究タックスクレジットは研究開発費用のボリュームに対してのみ計算され、以前のような増加分に対して計算されることはなくなりました。

また、企業が始めて試験研究タックスクレジットの恩恵を受ける場合は、初年度は50%、2年目は40%の割増率適用となります。

この措置を通し、フランスにおける研究活動がさらに魅力的になることでしょう。

IV. 付加価値税 (TVA)

1) 税率

普通税率	19.60%
軽減税率	5.50%
超軽減税率	2.10%

従来どおり3つの税率が存在し、2012年も、その税率に変化はありません。

VI. 給与税

給与税 (Taxe sur les Salaires) は、原則としてTVAの課税対象となっていない企業 (駐在員事務所や団体等) が従業員に支払った給与にのみ適用されます。

2012年度はベースになる給与額が、以下のように前年度比2.1%引上げられます :

年次グロス給与額	税率
7 764 € 以下	4.25%
7 765 € - 15 504€	8.50%
15 505 € 以上	13.60%

VII. 2011年度個人税制関連

1. 所得税 (IR)

2011年の課税所得額の区分は物価上昇 (タバコを除く) に伴って2.1%引き

上げられる見込みです。

2011年度所得税（IR）の税率は5.5%から41%まで、5段階の課税所得に分かれます。

課税所得	税率
6 088 € 以下	0
6 089 € – 12 146 €	5.50%
12 147 € – 26 975 €	14.00%
26 976 € – 72 316 €	30.00%
72 317 € 以上	41.00%

2. 富裕税（ISF）

2011年に富裕税ISFに関する税改革がありました。

2011年のISF

不動産資産が1.300.000ユーロ以下の場合、免税

その他の税率においては変更なし

2012年のISF

不動産資産が1.330.000ユーロ以下の場合には免税

1.330.000 ～3.060.000 Taux 0, 25%

3.060.001 ユーロ以上 Taux 0, 50%

「税の盾」も廃止となります。

3. 不動産資産収入及び投資収入に対する社会保障費の引き上げ

(2011年9月8日発布第2次修正予算法)

社会保障費天引率が2,2%から3,4%になりました。

社会費天引率合計が13,5%（以前は12,3%）になります。内訳は下記の通りです。

- CSG 8,2%

- CRDS	0,5%
- 社会保障費天引	3,4%
- 追加貢献税	1,4%
合計	13,5%

4/ 不動産キャピタルゲイン

(2011年9月8日発布第2次修正予算法)

保持期間毎の控除率

- 6 ~ 17年 年間2%
- 18 ~ 24年 年間4%
- 25 ~ 30年 年間8%

キャピタル・ゲインの免税は今までは15年の保持後に行われていたのが、合計で30年後になったことです。

2012年2月1日より新計算方法が適用となります。

*

*

*

結論としまして、今回の予算法案及び2011年第2次修正予算法の中で留意すべき点は次の通りです。

— 企業における税務に関して、欠損金の繰越規定を除き、ほとんど変更は見られません。

— 個人税制の主な変更は、ISFの簡略化があげられますが、年金制度への財政負担と、フランスの赤字予算を削減する目的の重税も見受けられます。

